

2019年7月吉日

各位

一般社団法人 日本歯科技工学会  
会長 二川浩樹



謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本学会の活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、日本歯科技工学会は2014年4月に一般社団法人格を取得し、従来、日本歯科技工士の会費に含まれていた本学会の会費を独立化し、当時の学会会員に対して会員継続の意思を確認してまいりましたが、意図せずに会員継続の意思を確認できずに、そのまま会員継続ができていない方が多少なりともいらっしゃるのではないかということで議論を進めてまいりました。

そこで本会では、法人移行期に継続の意思を確認できなかった方のために、2020年3月末日までを猶予期間と定め、会費未納期間の会費全額を納入頂くことで継続して会員資格を認めることを決定いたしました。継続して会員であることは専門歯科技工士の資格取得の一要件としております、「継続して5年以上の直近の会員歴」が関係しますので、資格取得希望の方におかれましては利点がございます。

要件及び申請先は以下の通りでございます。

2014年4月1日以前に日本歯科技工士会に継続して入会されている方で本学会員継続希望の方は以下の年会費をお支払いすることで本会会員として認めます。

(申請締切 2020年3月末日まで)

2014年	年額 4,000円
2015年 ～ 2019年	年額 8,000円 計 44,000円

申請先：(一社) 日本歯科技工学会事務局 ([gakkai6@kokuhoken.or.jp](mailto:gakkai6@kokuhoken.or.jp))

この機に多くの先生からのご申請をこころよりお待ちしております。

以上、取り急ぎご連絡いたします。

謹言